

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 江原恵明会

女性活躍推進法では、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍に関する責務等が定められています。社会福祉法人 江原恵明会においても、女性職員の皆さんが今後ますます活躍していただけるよう、行動計画を策定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 計画期間

2016年4月1日から2021年3月31日までの5年間

2. 当法人の課題

- 1) 全労働者に占める女性の割合は6割を超えるが、管理職に占める女性の割合は低く、国の掲げる目標値には到達していない。

《女性の活躍の状況（2016年3月1日現在）》

管理職（課長以上の役職者）に占める女性労働者の割合＝8.3%

3. 目標と取組内容・実施時期

1) 目標：

管理職（役員を除く課長以上の役職者）の占める女性割合を、20%以上にする。

対策：

- ・管理職手前の女性社員を対象としたキャリア意識の醸成、面接等によるヒアリングの実施、職務遂行能力向上、管理職養成等を目的とした研修への受講を奨励していく。
- ・管理職登用後も、フォローアップを行う。

以上